

平成27年11月12日

荏田町長 吉 廣 啓 子 様

荏田町環境審議会
会長 高 見 徹 志



ごみ有料化について（答申）

平成27年1月9日付け「26 荏環第825号」により「ごみ有料化について」、
諮問がありました。

本審議会は、荏田町のごみ処理の現状と課題、一般廃棄物（ごみ）処理基本
計画、一般廃棄物処理有料化の手引き、並びに近隣及び福岡県内自治体の有料
化実施状況等を勘案し、慎重に審議した結果、

早急にごみ有料化を実施すべきであると答申します。

なお、答申に至った経緯は別紙のとおりです。

（用語説明）

「ごみ有料化」とは、環境省が「一般廃棄物処理有料化の手引き」で定義し
ているとおりとします。それは、町が一般廃棄物（ごみ）処理について、すべ
て税金で支出していた経費の一部を排出者（住民等）から手数料として徴収す
ることです。

ごみ袋の作製費用や配送費用等のみをごみ袋料金として徴収するのは、ごみ
袋の有料化です。

今後、ごみ有料化は、ごみ処理有料化として説明していきます。